

Q-1. 示談とは？

A. 交通事故が起きたときに、加害者が被害者に対して、損害賠償金として一定額の支払いを約束し、被害者はその一定額の支払いを受けることで満足して、それ以上の損害の賠償については、今後一切請求しないという当事者間の合意をいいます。

Q-2. 示談交渉の関係者は？

A. 示談は、比較的容易かつ早急には事件を落着させることが出来て、かつ費用もかからないので、当事間では合理的な解決方法と言えます。ただし、不法行為による損害を解決する示談交渉には、損害に直接関わる関係者（当事者、親権者、所有者、使用者など）に限られ、それ以外の仲介者は、当事者から委任された弁護士や、訴額140万以下の簡裁代理権を有する認定司法書士、或いは、自動車保険が適用される事故では、損害賠償請求（被害）者が同意した保険会社の社員の関与が一般的です。勿論、当事者が合意した友人や親戚、委任状を携えた第三者でも支障は有りませんが、約束した責任を履行する立場にあるか否かが問題であり、上記に限定することが望ましいと言えます。尚、委任状が有るとは言え、示談交渉を業として行うには、弁護士法に抵触する危険が有ります。

Q-3. 保険会社の事故解決サービスとは？

A. 契約保険金の限度内において、被保険者の同意を得て、被保険者の為に折衝、示談、または調停、もしくは訴訟手続（弁護士の選任を含みます）を行なうと保険約款上で約束をしています。但し、示談代行は契約者側に過失がある事故に限られ、当方に法的な賠償責任が発生する（支払いが発生する）ことが前提です。支払い責任が発生しない事故、保険金請求しない事故では、保険会社が介在する示談交渉サービスは有りません。尚、示談交渉は、本来、弁護士が行なう法律行為ですか、急増する自動車事故に対応するために、日弁連と損保協会が協議して、専門教育を受けた保険会社の社員が行う特別な行為であります。

Q-4. 保険会社が支援出来ない事故とは？

A. 自動車保険の事故解決には限度があり、下記の場合は、関与しません。
1、事故の損害の大きさが保険金額を明らかに超えている場合
2、損害賠償請求（被害）者が保険会社と直接折衝することに同意しない。
3、契約自動車（加害）に自賠責保険の契約が締結されていない場合。
4、正当な理由無く、契約者及び被保険者が事故解決の協力を拒んだ場合と規定しています。

特に上記2は重要であり、加害者は「保険会社に任せたのだから」と主張し、保険会社は「顧客から依頼されたのだから」と双方で被害者を封じ込める傾向が有りますが、保険会社は契約者に依頼されたのみで、賠償請求者の示談交渉介入の了解をとらねば、直接折衝する立場に有りません。

本来、営利企業の社員が、示談交渉に関与するには、慎重な対応が求められるのは当然であります。被害者からすると「支払いを渋る」「騙される」等利害への警戒感があり、それを払拭する努力は必要です。

但し、被害者が保険会社の示談を拒否した場合、加害(保険会社)の弁護士が介入しての解決か、当事者間の話し合いか、或いは公的機関の場での仲裁か訴訟による解決になります。

Q-5. 弁護士による示談交渉は？

A. 事故当事者の立場を問わず、仲介の委任を受けて法律行為を行えるのは弁護士のみです。従って、事故当事者は、原則弁護士介入を拒否することは出来ません。

<弁護士第72条では>

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件・非訴事件及び審査請求、意義申立て、審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁、若しくは和解その他の法律業務を取扱い、又はこれらの周辺をすることを業とすることができない。但し、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。(保険会社は別段の定めで、条件付で示談交渉が認められています)

<報酬を得なければ？>

一般の個人事業者や法人が、当該行為に直接報酬を得なくとも、仕事の見返りや期待を抱いて、第三者の立場で介入する場合、広い意味の報酬と見なされます。弁護士法を違反した場合、「2年以下の懲役、または300万以下の罰金」です。

Q-6. 示談交渉の時期は？

A. 示談交渉は、いつから始めたら良いか？とは、事故内容や相手の事情がなかなか難しい問題ですが、一般的には次のように言われています。

①被害者が死亡した場合・仏事、または見舞いを兼ねて下交渉が行なわれその後、ご遺族が落ち着いた頃を見はからって連絡するのが一般です。通常一ヵ月後ないし四十九日忌前後が最も多いようです。

②被害者が負傷した場合・治療が終わり、健康上の懸念が無くなったときになります。後遺障害に発展する危険がある場合は症状が固定して、医師が後遺障害診断書を作成し、関係機関がそれを審査した後になります。

③物損事故の場合は・事故状況に相違がなく、双方の損害が算出され次第過失割合を含め、示談交渉に入ります。但し、損害額の認定や、事故状況の調査などで、予想外に時間を要する事故もあります。

Q-7. 示談が成立しない場合は？

A. 示談とは双方が譲り合って早期に解決する合理的な手段(民法695条の和解)ですが、「被害者が同意しない」「加害者が同意しない」など、合意が見いだせなかった場合は、公的サービス機関に相談するか？或いは、訴訟提起をするかになります。

Safety

自動車事故の紛争解決フローチャート

